

広島県 新たな観光振興財源・宿泊税  
の導入に関する説明資料

令和6年（2024年）12月

広島県総務局税務課・商工労働局観光課

## 目次

1	広島県における観光の目指す姿	1
2	広島県における観光の現状と課題	3
3	現状と課題を踏まえた、今後の広島県の観光振興施策	12
4	社会情勢と財源確保のあり方・方法	15
5	税制度の概要について	19
6	県内市町への支援に対する考え方について	21
7	制度設計及び使途に関する留意点について	22

### 参考資料

- 【参考資料1】2023年実績・ブロック別観光消費額
- 【参考資料2】2023年旅行・観光消費動向調査（観光庁）
- 【参考資料3】人手不足に関する宿泊事業者向けアンケート結果
- 【参考資料4】県内市町アンケート調査結果
- 【参考資料5】宿泊事業者アンケート調査結果

# 1 広島県における観光の目指す姿

## (1) 本県観光の目指す姿

### ア ひろしま観光立県推進基本条例（平成 18 年広島県条例第 73 号）

#### <前文（抜粋）>

観光は、訪れる人々と地域の人々の相互理解と交流の促進や、地域における雇用の増大とサービス業、農林水産業、製造業など幅広い分野にわたる地域経済の活性化に寄与するとともに、潤いのある豊かな生活環境の創造等を通じて県民生活の安定向上に貢献するものである。

（中 略）

観光立県を実現するためには、観光をリーディング産業として更に発展させ、国内外の誘客競争に打ち勝つことのできる「魅力ある観光地」を形成していくことが不可欠であり、このためには、広く県民が観光立県に対する理解を深め、一人ひとりがその担い手としての認識をはぐくむことが重要である。

ここに、県、市町、県民、観光事業者、観光関係団体等が協働して、観光立県の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

### イ 本県観光の目標（「ひろしまビジョン」（2021～2030 年度））

【目指す姿】 観光が県経済の成長を支える産業の一つとなる



【目 標】 2030 年の観光消費額 8,000 億円の達成を目指す（2016 年から倍増）

#### 目指す姿

- ◆ 真に価値のある観光プロダクトや多彩で魅力的な観光資源が整っていることで、観光地としての「ひろしまブランド」や「瀬戸内ブランド」の認知が高まり、広島県を訪れた国内外の多くの人々が、本県でしか得られない価値に触れ、「もう一度、時間をかけて体験したい」、「ほかの魅力にも接してみたい」と思っただけの観光地となっている。
- ◆ 高齢者や外国人、障害者を含めたすべての観光客がストレスなく、自然災害発生時等にも安全が確保され、便利に安心して旅行できる環境が整っている。
- ◆ 国内外の多くの方から高く評価され、選ばれる観光地となっていることについて、県民や観光関連事業者が誇りを持っており、県民一人一人が、より一層「おもてなし」の心を持って観光客に接している。
- ◆ 高まった魅力や評価から得られる誇りを背景に、幅広い事業者が新たに観光に携わり、イノベーションに挑戦し続けることにより、急激な環境変化にも柔軟に対応している。
- ◆ その結果、広島県のブランド価値がより高まり、更なる来訪の増加や評価の高まりにつながるといった好循環が生まれており、基幹産業であるものづくり産業に加え、観光が県経済の成長を支える産業の一つとなっている。

## ウ ひろしま観光立県推進基本計画（2023～2027 年度）

「ひろしま観光立県推進基本条例」に定める観光立県の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画であり、ひろしまビジョンの観光における分野別計画として位置付けられている。

### 【目標値】

指 標	実績値 (2014)	実績値 (2023)	目標値 (2025)	目標値 (2030)
観光消費額	3,616 億円	4,726 億円	6,300 億円	8,000 億円
総観光客数 (うち外国人観光客数)	6,181 万人 (105 万人)	6,037 万人 (268 万人)	8,400 万人 (725 万人)	1 億人
観光消費額単価	5,840 円／人	7,829 円／人	7,500 円／人	8,000 円／人
宿泊客数 (うち外国人宿泊客数)	857 万人泊 (44 万人泊)	1,157 万人泊 (144 万人泊)	1,500 万人泊 (320 万人泊)	-
観光客の満足度	—	75.2%	90.0%	90.0%

（「宿泊者数」及び「うち外国人宿泊客数」：観光庁「宿泊旅行統計調査」）

※「ブロック別観光消費額」の実績値は、巻末の【参考資料 1】を参照

## 2 広島県における観光の現状と課題

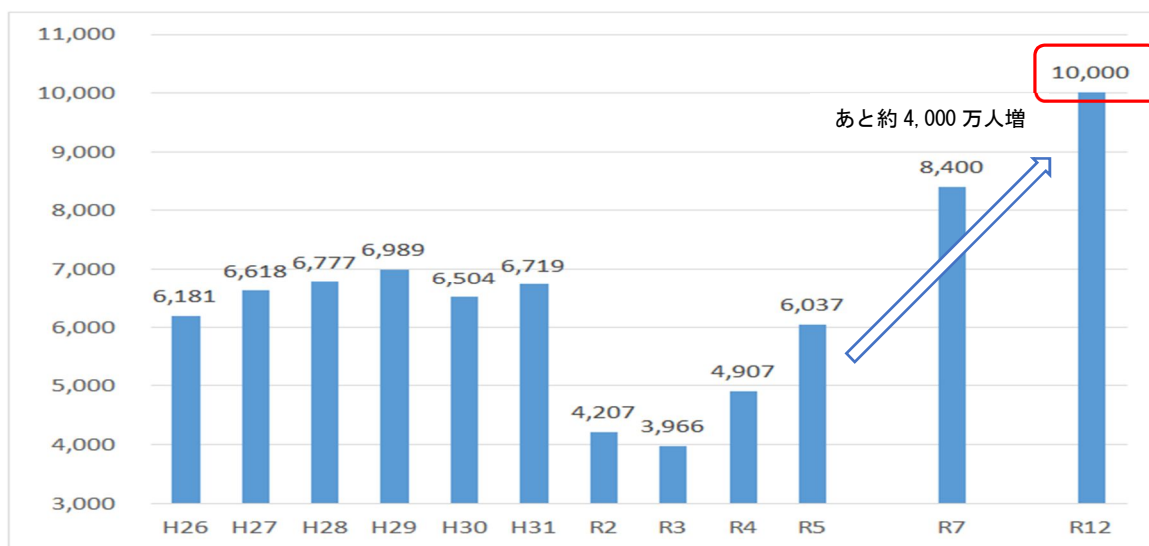
### (1) データによる分析と課題

#### ア 主要指標による分析

- 令和5年(2023年)の総観光客数(図1)、延べ宿泊者数(図2)及び外国人延べ宿泊者数(図3)とも、コロナ前(R元年(2019年))の水準にほぼ戻っているものの、目標値と大きく乖離している状況である。
- 観光消費額・観光消費額単価(図4)とも令和5年(2023年)に過去最高となったものの、観光消費額の目標(R12(2030年):8,000億円)の6割程度にとどまっている。

【図1 総観光客数の推移】

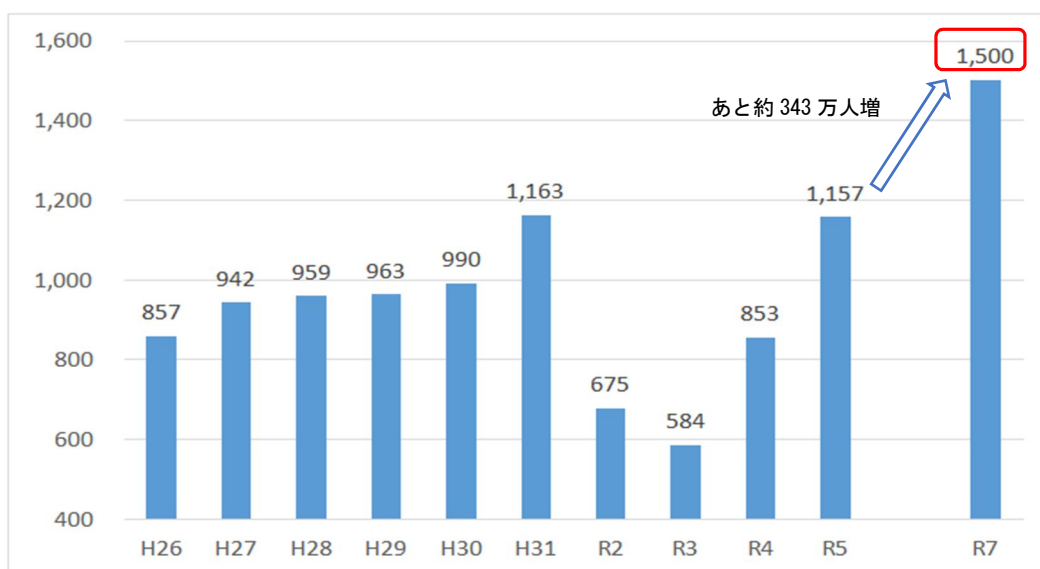
(単位:万人)



(出典:広島県観光客数の動向)

【図2 延べ宿泊者数の推移】

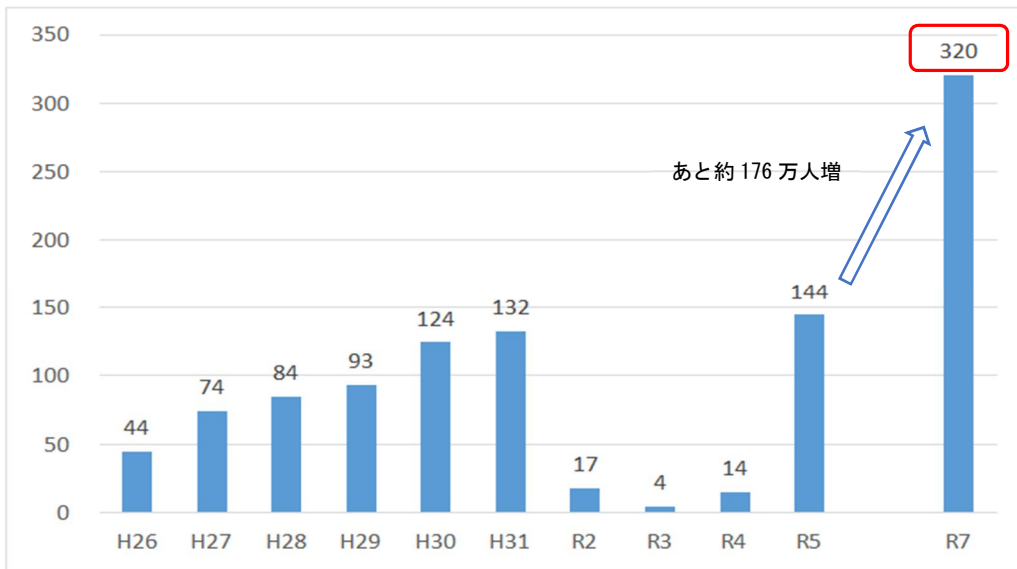
(単位:万人)



(出典:観光庁「宿泊旅行統計調査」)

【図3 外国人延べ宿泊者数の推移】

(単位：万人)

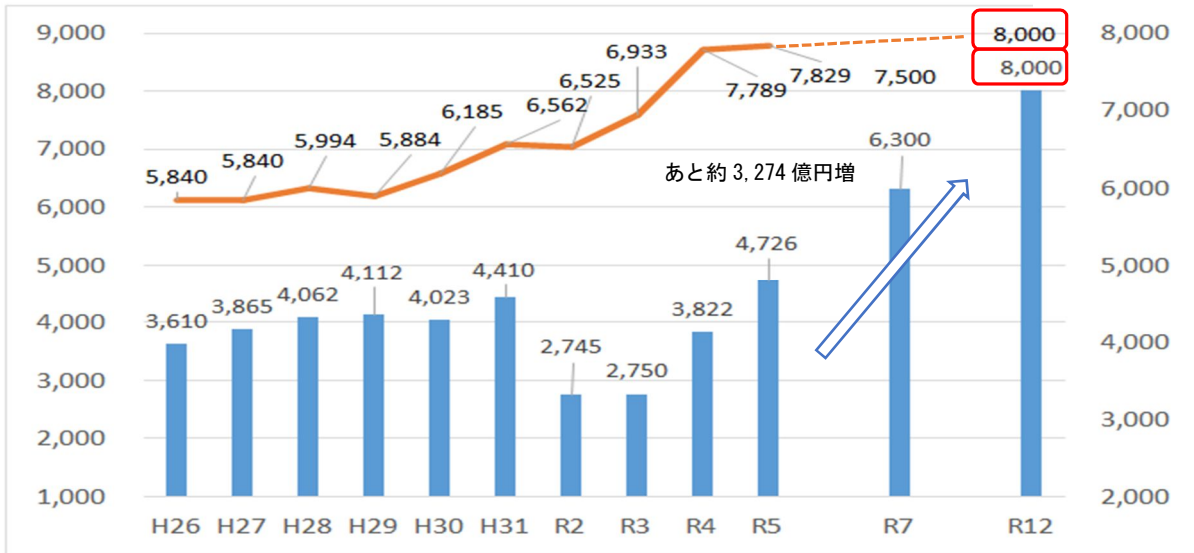


(出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」)

【図4 観光消費額・観光消費額単価の推移】

(単位：億円)

(単位：円)



(出典：広島県観光客数の動向)

## イ その他観光関係指標による分析

### ① 観光連盟（HIT）の人流データによる分析・課題

#### (a) 「平均訪問箇所数」の傾向

- 平均訪問箇所数は、日帰り客より宿泊客の方が多い。
- 宿泊客数の増加につなげるためには、訪問箇所数の増加が必要である。
- コロナ前(R元年)に比べ訪問箇所数は減少傾向（廿日市市の日帰りは増加）となっている。

			2019 (R元)	2023 (R5)	2024 (R6) (1-6月)
広島市中区	日帰り	延べ訪問箇所数	15,910,233	9,920,698	5,062,092
		延人数	9,748,720	6,332,997	3,218,158
		平均訪問箇所数	1.63	1.57	1.57
	宿泊 延べ訪問（宿泊日+帰着日） /宿泊延人数（宿泊日）	延べ訪問箇所数	18,133,000	12,776,265	6,218,110
		宿泊延人数	4,824,243	3,656,087	1,797,917
		平均訪問箇所数	3.76	3.49	3.46
			2019 (R元)	2023 (R5)	2024 (R6) (1-6月)
福山市	日帰り	延べ訪問箇所数	10,325,912	6,348,656	3,054,977
		延人数	6,684,289	4,412,209	2,147,536
		平均訪問箇所数	1.54	1.44	1.42
	宿泊 延べ訪問（宿泊日+帰着日） /宿泊延人数（宿泊日）	延べ訪問箇所数	6,641,012	4,936,972	2,276,823
		宿泊延人数	2,553,526	2,013,576	938,130
		平均訪問箇所数	2.60	2.45	2.43
			2019 (R元)	2023 (R5)	2024 (R6) (1-6月)
三次市	日帰り	延べ訪問箇所数	1,967,650	1,337,964	542,015
		延人数	1,456,793	1,055,867	430,651
		平均訪問箇所数	1.35	1.27	1.26
	宿泊 延べ訪問（宿泊日+帰着日） /宿泊延人数（宿泊日）	延べ訪問箇所数	368,767	323,074	139,776
		宿泊延人数	173,518	152,201	69,106
		平均訪問箇所数	2.13	2.12	2.02
			2019 (R元)	2023 (R5)	2024 (R6) (1-6月)
廿日市市	日帰り	延べ訪問箇所数	3,461,539	2,476,720	1,153,527
		延人数	1,972,255	1,371,963	633,623
		平均訪問箇所数	1.76	1.81	1.82
	宿泊 延べ訪問（宿泊日+帰着日） /宿泊延人数（宿泊日）	延べ訪問箇所数	3,026,974	2,255,154	969,475
		宿泊延人数	894,717	751,784	325,978
		平均訪問箇所数	3.38	3.00	2.97

(b) 「宿泊エリア別 主な訪問箇所」による周遊状況（2023年）

- 広島市中区、廿日市市の結果からは、広島（原爆ドーム/平和記念公園）、廿日市（宮島表参道商店街）、呉（大和ミュージアム）の3エリア間を周遊する観光客が一定程度いることがうかがえる。  
一方、それ以外のエリアへの訪問者割合は低く、周遊エリアが狭いことがうかがえる。
- 福山市は、総じて観光地を訪問する割合が低く、ビジネス客が多いことが想定される。
- 三次市は、道の駅など車で移動が想定される観光地が多い。

広島市中区

	訪問者数	延べ宿泊者数に占める割合
宮島表参道商店街	179,628	4.9%
大和ミュージアム	144,151	3.9%
宮島水族館	42,123	1.2%
呉栈橋ターミナル/呉湾艦船めぐり	33,629	0.9%
尾道本通り商店街	31,135	0.9%
【参考】原爆ドーム/平和記念公園	215,788	5.9%
【参考】流川・薬研堀地区	2,097,372	57.4%

福山市

	訪問者数	延べ宿泊者数に占める割合
尾道本通り商店街	45,385	2.3%
道の駅みはら神明の里	15,460	0.8%
流川・薬研堀地区	12,521	0.6%
道の駅 さんわ182ステーション	10,567	0.5%
大和ミュージアム	10,436	0.5%
【参考】原爆ドーム/平和記念公園	3,362	0.2%
【参考】JR福山駅構内	649,090	32.2%

廿日市市

	訪問者数	延べ宿泊者数に占める割合
原爆ドーム/平和記念公園	86,251	11.5%
大和ミュージアム	37,593	5.0%
流川・薬研堀地区	29,455	3.9%
THE OUTLETS HIROSHIMA	23,091	3.1%
LECT	20,491	2.7%
【参考】宮島表参道商店街	136,617	18.2%
【参考】宮島SA	69,801	9.3%

三次市

	訪問者数	延べ宿泊者数に占める割合
道の駅 たかの	6,067	4.0%
道の駅 三矢の里あきたかた	3,431	2.3%
道の駅 世羅	3,412	2.2%
国営備北丘陵公園	3,184	2.1%
道の駅 北の関宿安芸高田	2,805	1.8%
【参考】原爆ドーム/平和記念公園	800	0.5%
【参考】君田温泉森の泉	15,787	10.4%

※ 同一市町内及び宿泊施設・空港・駅を除く。  
 ※ 延べ宿泊者数に占める割合＝訪問者数／延べ宿泊者数  
 延べ宿泊者数は、同じ人が2泊していたら2カウントされる。

② 外国人観光客消費動向から分かる課題

- 訪問者数の全国順位は上がっている。
- 一方、消費単価については、金額としては伸びているが、全国順位は下がっており、相対的には伸びていない。

【インバウンド観光客消費単価・訪問者数の推移】

区分	2019年（R元）		2023年（R5）		増減	
	単価・人数 （万円/人・人）	全国 順位	単価・人数 （万円/人・人）	全国 順位	単価・人数 （万円/人・人）	全国 順位
消費単価（全体）	3.0	25位	3.6	28位	+0.6	▲3
（飲食）	0.8	14位	0.9	16位	+0.1	▲2
（宿泊）	1.1	17位	1.5	21位	+0.4	▲4
訪問者数	69.4	17位	75.7	13位	+6.3	+4

（出典：観光庁「インバウンド消費動向調査」）



### ③ 受入環境整備の満足度調査から分かる課題

- これまでの取組により、受入環境は着実に整ってきているが、まだ目標に達していない。

#### 【受入環境整備に関する満足度調査】

項目	2017年 (H29)	2023年 (R5)	2030年 (目標)
道路やアクセスなどの整備	65%	81%	90%
トイレなどの施設の整備	55%	81%	
フリーWi-Fiなどの通信環境	27%	72%	
観光地までの案内標識の表示	61%	77%	

(HIT調べ、2017年は広島県調べ)

## (2) これまでの観光施策（2020年度以降）の成果と課題

### ア ブランド価値向上につながる魅力づくり

観光客の多様なニーズに対して広島ならではの魅力を生かした多様な品揃えで応え、広島を訪れる観光客に期待値を超える満足を提供する。

#### 【成果】

- ・プロダクトの造成・開発のためのプラットフォーム（HYPP：Hiroshima Yearning Product Platform）を設立し、観光以外の異業種を含む幅広い事業者による連携を強化
- ・プロダクト開発・ブラッシュアップの造成支援等を行った結果、県内全域に1,123件のプロダクトを創出 など

#### 【課題】

- ・多くのプロダクトを創出したものの、質の担保や流通販売に十分注力できていなかった。
- ・また、更なる滞在時間の延長や宿泊の増加につながるような、大規模な投資を必要とする多くの観光客が常時楽しめるようなプロダクトの開発には着手できていない。
- ・更なるプロダクトの創出、ブラッシュアップのため、HYPPの事業者支援メニュー・サポート体制の更なる充実が不可欠である。

### イ 誰もが快適かつ安心して楽しめる受入環境整備

国内外の観光の利便性や観光関連事業者の生産性向上などにより、すべての人がストレスなく快適に滞在できるための受入環境を整備する。

#### 【成果】

- ・県有施設、市町所有施設のトイレの洋式化等（洋式化率 H30:67%⇒R5:82%）
- ・観光DX推進事業によるキャッシュレス決済、WEB予約の普及促進（令和4年補正事業：217件）
- ・広島サミットの開催やその後のインバウンド回復等を見据えた多言語表示やトイレの洋式化などの受入環境の整備支援（令和4年補正事業：92件）など

#### 【課題】

- ・DX導入支援については、国の臨時交付金による支援を行い一定の成果が出たが、外国人を含む観光客の増加が見込まれることを踏まえると、まだ不十分であり、大規模な支援の継続が必要である。
- ・観光客の更なる増加に対応していくための取組（多言語対応の促進、手ぶら観光の促進、ベジタリアン・ハラール対応、地域住民の生活環境の保全や観光公害への対応など）のより一層の強化が必要となる。
- ・県内全域でのプロダクト開発を促進したものの、アクセスが充実していないことなどにより、十分な集客につなげられていない。
- ・高齢者、障害者にとっても利用しやすい観光・宿泊施設等のユニバーサルデザイン化（バリアフリー化など）の推進が必要である。

## ウ 広島ファンの増加

広島に愛着を持つファンが持続的に積み上がる仕組みを構築し、ファンを通じて他者認知や周知及び再来訪を促進させる。

### 【成果】

- ・広島に愛着を持つファンが、持続的に積み上がる仕組みを構築するため、HIT ひろしま観光大使を創設（現在の登録者数：約2万人）
- ・地域のCRM（Customer Relationship Management：顧客関係管理）として、観光アプリKINSAI のサービス開始
- ・インバウンド誘客に向けた、現地JNTO（日本政府観光局）とのパイプづくりやOTA・航空会社等とのタイアップ
- ・新市場インドへの取組着手や重点市場におけるSNSコミュニティ開設等のCRM基盤の整備など

### 【課題】

- ・HIT ひろしま観光大使の認知度や活動量の更なる向上が必要である。
- ・観光アプリについて、開発のスピードアップやユーザーが使用したくなる機能の追加など、更なる拡充が求められる。
- ・インバウンド誘客においては、他地域との差別化が十分にできていない。  
また、“Hiroshima”の認知度を訪れるべき観光地として生かされてない。
- ・他地域と埋没をしないテーマによるプロモーションが不足している。

## エ 3つの柱（ア～ウ）を支える土台づくり

自律的・継続的な観光振興の実現に向け、人材確保・育成や他団体等との連携強化を推進する。

### 【成果】

- ・外部団体が有するインフラ等を活用して目指す姿をより早期に実現するため、京都市観光協会、NTT docomo、リクルートと連携協定を締結
- ・スマートフォンの位置情報を利用した人流把握サービスを導入し、継続的な現状把握体制やデータ共有の仕組み構築に着手 など

### 【課題】

- ・観光関係団体の人材不足や財源不足等により、観光客数等を飛躍的に伸ばすためのデータを活用した詳細な戦略の構築が十分に進んでいない。
- ・外国人の人流等の現状把握が十分にできていない。
- ・新たな観光人材を育成・確保するための中長期的取組に着手できていない。
- ・交流・関係人口の増加やMICEの推進など、他分野と連携した取組が十分でない。
- ・人手不足の顕在化、デジタル技術の普及など、コロナ禍以降の観光を取り巻く環境変化への対応が必要である。

### (3) 本県観光産業が抱える課題

本県を取り巻く環境変化や取組の課題等を踏まえ、本県観光産業が将来にわたって持続的成長を実現していくには、次のような課題がある。

#### ア 観光消費額の増加

##### ① 満足度の向上

- 観光客のニーズを踏まえた質の高い多彩な観光プロダクトを県内全域で開発していくことなどにより、観光客が求める楽しみ・もてなしを取り揃える必要がある。
- 外国人観光客や高齢者、障害者をはじめとするすべての人がストレスなく安全・安心に観光できるよう、災害・医療等の多言語対応やトイレの洋式化、観光・宿泊施設等のユニバーサルデザイン化などをはじめ、更なる受入環境整備の促進が必要である。

##### ② リピータブルな観光地づくり

- 何度も訪れてもらえる観光地となるためには、観光客の期待値を超える満足度を絶えず提供し、観光客との深い信頼関係を築く必要がある。
- 観光客の多様かつ変容するニーズに対応できるよう、ロングテールな観光プロダクト開発を進めるとともに、ターゲットに応じた効果的なプロモーションの実施が必要である。
- オーバーツーリズムが懸念される中、混雑回避ニーズの高まりや、観光客の地域住民の生活等に配慮した旅行行動への変容等を促す取組が必要となっている。

##### ③ 消費単価の上昇 【参考資料2「2023年旅行・観光消費動向調査（観光庁）」】

- 観光消費額を上昇させるためには、観光客数の増加だけでなく、宿泊単価や現地消費等、観光消費額単価をより上昇させることが重要である。
- 食・平和・ナイトタイムエコノミーなどのテーマに沿った高付加価値のプロダクト開発や、中山間地域へのアクセス向上等による県内全域周遊や滞在時間増加を促進する必要がある。

#### イ 持続可能な観光地づくり

##### ① 自立的かつ継続的な観光産業の確立

- 従来施策の範囲を超えた中長期的・投資的視点での取組が必要である。
- 災害や感染症など想定外の環境変化にも対応できる産業構造の構築や観光施策の柔軟かつ機動的な運用が必要である。

##### ② SDGsや地球環境への配慮

- 自然・文化資源の保全と観光利用の両立を図るとともに、観光産業における脱炭素・グリーンリカバリーを踏まえた受入環境の整備を促進する必要がある。

##### ③ 人材の確保・育成 【参考資料3「人手不足に関する宿泊事業者向けアンケート結果」】

- 宿泊施設や通訳ガイドなど、観光産業を支える人材の確保や育成が急務である。
- デジタル技術等を活用した業務効率化や働きがいの向上などによる観光産業における働き方改革を推進する必要がある。

#### ウ 市町・市町DMOとの連携・相乗効果の創出

地域の課題や特徴を踏まえた取組やモデル性が高く広域的な課題解決につながる市町等の取組を支援し、県全体での広域周遊と観光産業の底上げにつなげていく必要がある。

### 3 現状と課題を踏まえた、今後の広島県の観光振興施策

#### (1) 新たな財源を導入する必要性

- 「ひろしま観光立県推進基本条例」(1 (1) ア) のとおり、観光は、訪れる人々と地域の人々の相互理解と交流の促進や、地域における雇用の増大とサービス業、農林水産業、製造業など幅広い分野にわたる地域経済の活性化に寄与するとともに、潤いのある豊かな生活環境の創造等を通じて県民生活の安定向上に貢献するものである。
- このような本県の観光を、県経済の成長を支える産業の一つとしていくためには、
  - ・ 滞在時間の延長や宿泊の増加につながる旅行者の満足度や利便性の向上
  - ・ 今後も増加が見込まれる旅行者の受入環境の充実といった新たな課題などに果敢に取り組んでいくことが不可欠であり、これまで以上に大幅にスケールアップした規模で、今後の観光施策を拡充・強化していくことが必要である。
- このためには、中長期にわたって安定的に一定規模の財源を新たに確保する必要がある。

#### (2) 新たな財源を活用した使途の基本的な考え方

- 本県の観光施策はこれまで、観光プロダクトを数多く造成し、観光地としての認知度を高めるため、プロダクト開発支援(品揃え)やプロモーションを中心に行ってきたため、13ページに記載の施策の柱のうち、「1 魅力づくり」と「3 広島ファンの増加」を重点的に実施してきた。
- 一方で、本県が地域間の競争に打ち勝つためには、上記(1)のような課題への対応や深刻な人材不足やデジタル技術の普及など、観光業界の急速な環境変化への対応が求められていること等から、特に、
  - ・ 周遊エリアの面的拡大や旅行者の満足度の向上
  - ・ 旅行者の滞在中の利便性やサービス向上
  - ・ すべての人がストレスなく安全・安心に旅行できる受入環境の充実
  - ・ 地域住民の生活環境にも配慮した、外国人を含めた観光客増加への対応
  - ・ 急速な環境変化に柔軟に対応し、持続的な成長が可能な観光産業の確立などにつながるような施策を、より充実・強化していく必要がある。

#### (3) 新たな財源の充当事業と既存事業の区分について

上記(2)の「新たな財源を活用した使途の基本的な考え方」を踏まえ、新たな財源の充当事業とこれまで実施してきた既存事業の区分については、次のとおり整理し実施する。

- 新たな財源は、更なる観光需要に対応するために必要となるため、原則、新規事業及び拡充事業に充当する。  
中でも、「周遊エリアの面的拡大」や「旅行者の満足度の向上」、「観光産業の持続的成長」に直接的に関連する「1 魅力づくり」や「2 受入環境整備」、「4 土台づくり」に、優先的・重点的に充当する。
- 既存事業のうち、「旅行者の満足度向上」や「産業の持続的成長」のため、質的・量的及び面的に規模を拡大して実施するべきものは拡充事業として位置づけ、新たな財源を充当する。  
一方で、経常的事業や内容変更を伴わない継続的・基本的事業(例:HYPPの運営、地域通訳案内士の育成)は一般財源等で実施する。
- なお、既存事業や新規・拡充事業にかかわらず、施策効果を十分に検証し、スクラップ&ビルドによる事業や財源見直しを継続的に行う。

(4) 新たな財源を活用した施策の方向性

ア 現状・課題を踏まえた新たな施策の方向性

施策の柱	現状・課題の総括	新たな財源を活用した施策の方向性
1 ブランド価値向上につながる魅力づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○更なる滞在時間の延長や宿泊の増加につながるような、大規模な投資を必要とする多くの観光客が常時楽しめるようなプロダクトの開発には着手できていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺地域への広域周遊等につながる、多くの観光客が常時楽しめるような大規模プロダクト開発への着手</li> </ul>
2 誰もが快適かつ安心して楽しめる受入環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○キャッシュレス決済やDX導入状況は、まだ不十分であり、大規模な支援の継続が必要である。</li> <li>○県内全域で開発したプロダクトへ集客促進等につながるアクセス向上が必要である。</li> <li>○高齢者、障害者にとっても利用しやすい観光施設・宿泊施設等のユニバーサルデザイン化（バリアフリー化の推進など）が必要である。</li> <li>○外国人を含めた観光客の更なる増加に対応していくための取組強化や、地域住民の生活環境の保全や観光公害への対応が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○旅行者の利便性やサービス向上につながる取組の強化</li> <li>○交通アクセスの円滑化等（ハード整備含む。）</li> <li>○災害時や医療機関への受診時など安心して旅行ができる環境整備</li> <li>○ユニバーサルデザインにも配慮したストレスフリーな旅行への対応</li> <li>○地域住民の生活環境にも配慮した、外国人を含めた観光客増加への対応（ハード整備含む。）</li> </ul>
3 広島ファンの増加	<ul style="list-style-type: none"> <li>○インバウンド誘客においては、他地域との差別化が十分にできていない。また、“Hiroshima”の認知度を訪れるべき観光地として生かしてきていない。</li> <li>○他地域と埋没をしないテーマによるプロモーションが不足している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広島ファンによる情報発信やプロモーションの自走化に向けた仕組みの構築</li> <li>○「観光地・広島」のブランド力強化</li> </ul>
4 3つの柱を支える土台づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人手不足の顕在化、デジタル技術の普及など、コロナ禍以降の状況変化への対応が必要である。</li> <li>○新たな観光人材の育成・確保のための中長期的取組が必要である。</li> <li>○観光関係団体の人材不足や財源不足等により、観光客数等を飛躍的に伸ばすためのデータを活用した詳細な戦略の構築が十分に進んでいない。</li> <li>○外国人の人流等の現状把握が十分にできていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○観光産業の持続的成長のための取組着手</li> <li>○観光を取り巻く新たな環境変化に対応できる産業構造の構築</li> <li>○データ等を活用した観光マーケティングの強化（民間事業者・市町によるデータ活用）</li> </ul>

## イ 各施策ごとの取組イメージ

(4) のアの方向性を踏まえた具体的な取組のイメージは、次のとおり。なお、あくまで現時点における一定の目安であり、より詳細な取組・事業については、新たな財源導入の初年度に向けた予算編成時の過程において検討・精査する。

施策の柱・事業の一例		実施主体
<b>1 ブランド価値向上につながる魅力づくり</b> 【新たな財源を活用した取組の考え方】 ○ 周辺地域への広域周遊等につながる、多くの観光客が常時楽しめるような大規模プロダクト開発への着手		
新規・拡充	・常設的な大規模イベントの開催やプロダクト造成の着手（例：世界的知名度を有する街道整備）	県・市町
	・観光地やその沿線も含めたインフラ整備や修景	県・市町
	・中山間地域等の観光地ブランド化（例：林道等を活用したマウンテンバイク専用のコース整備）	県・市町
	・ナイトタイムエコノミーの強化	県・市町
	・インセンティブの創設による修学旅行、MICE誘致の強化	県・市町
既存	・せとうちエリアにおけるインバウンド向け周遊ルート造成の強化	県
既存	・観光プロダクトの開発（HYPPによるサポートなど）	県
<b>2 誰もが快適かつ安心して楽しめる受入環境整備</b> 【新たな財源を活用した取組の考え方】 ○ 旅行者の利便性やサービス向上につながる取組強化 ○ 交通アクセスの円滑化等（ハード整備含む。） ○ 災害時や医療機関への受診時など、安心して旅行ができる環境整備 ○ ユニバーサルデザインにも配慮したストレスフリーな旅行への対応 ○ 地域住民の生活環境にも配慮した、外国人を含めた観光客増加への対応（ハード整備含む。）		
新規・拡充	・観光事業者のキャッシュレス化等DX導入支援の面的拡大	県・市町
	・県内各観光地への2次交通の整備	県・市町
	・手ぶら観光や空港混雑緩和など快適な旅行体験の提供のための環境整備	県・市町
	・デジタルサイネージ等災害時の情報発信の仕組みの構築	県・市町
	・観光・宿泊施設等のバリアフリー化や案内表示におけるピクトグラムの活用	県・市町
既存	・外国人を含めた観光客増加への対応の強化（例：多言語、トイレ快適化、食の多様性等への対応強化）	県・市町
既存	・ホスピタリティ向上に向けた意識啓発、地域通訳案内士の育成	県
既存	・トイレ洋式化、DX・キャッシュレス等支援（国のコロナ交付金活用）	県
<b>3 広島ファンの増加</b> 【新たな財源を活用した取組の考え方】 ○ 広島ファンによる情報発信やプロモーションの自走化に向けた仕組みの構築 ○ 「観光地・広島」のブランド力強化		
新規・拡充	・HIT観光大使等を通じた誘客や再来訪の促進強化	県・市町
	・新たなテーマ（例：「多様な平和」）による他地域とのプロモーションの差別化	県
	・中山間地域等の観光地ブランド化（再掲）	県
既存	・他団体やメディア・旅行会社等と連携したプロモーション	県
既存	・HIT観光大使の登録促進、大使の活動の場の創出等	県
<b>4 3つの柱を支える土台づくり</b> 【新たな財源を活用した取組の考え方】 ○ 観光産業の持続的な成長のための取組着手 ○ 観光を取り巻く新たな環境変化に対応できる産業構造の構築 ○ データ等を活用した観光マーケティングの強化（民間事業者・市町によるデータ活用）		
新規・拡充	・観光の専門人材の育成・確保	県
	・観光産業の生産性向上に向けた取組の強化	県
	・多言語対応が可能な医療機関との連携	県・市町
	・現状把握やニーズ把握のための新たなデータ取得・分析	県・市町
	・宿泊施設の高付加価値化	県・市町
既存	・観光事業者のDX導入支援の強化	県・市町
既存	・観光ホームページの運営	県
既存	・観光客のニーズやトレンドなどのデータ集積、活用	県・市町
<b>5 徴収経費</b>		
特別徴収義務者への報償金		—
宿泊事業者等の会計システム改修経費		
県徴税コスト		
事業費想定：30億円程度（県内市町に対する取組支援事業も含む）		



## 4 社会情勢と財源確保のあり方・方法

本県観光の目指す姿に向け、これまで以上の誘客や観光消費額の増加を図り、新たな課題にも早期に対応するには、今後の観光振興施策を従来より大幅にスケールアップし、拡充・強化していく必要がある。

一方で、新たな感染症や大規模災害の発生のほか、少子高齢化・人口減少の進展に伴う社会構造の変化や物価・金利の変動に伴う経済環境の変化など、様々な情勢が不透明な中においても、財政状況に左右されることなく、安定的かつ継続的に一定規模の観光振興財源を確保するための方策についての検討が必要である。

### (1) 財源確保の方策について

#### ア 財源確保方法の比較検討

- 新たな財源を確保する方策として、受益者負担を求めることが可能な制度について、主に、①受益と負担の関係、②財源の安定性・継続性、③財源規模の確保の観点から比較検討を行う。(表1)
- また、観光振興を目的とした財源確保の事例としては、課税自主権の活用による独自課税(表2)、特定の受益者から任意で協力金(表3)、及び施設使用料(表4)を得ている事例がある。

#### イ 地方税(法定外目的税)を手段とする妥当性

- 地方税、分担金・負担金及び使用料は、安定的・継続的に一定規模以上の財源を確保できるが、協力金・寄附金には強制力がなく、収入額についても協力者及び寄附者の裁量に委ねられるため、安定的・継続的に一定規模以上の財源が確保できるかという点については不透明である。
- さらに、受益者の範囲や受益の程度という観点では、分担金・負担金及び使用料は、「受益者の範囲が特定の集団に限定され、受益の程度がかなり明確に評価しうる場合」にとるべき制度とされている(参考:国の地方制度調査会の「基本問題小委員会の審議の中間報告」)。
- 一方で、「受益者の範囲がかなり広範囲にわたり、受益の程度が個別に評価しがたい場合に、所得、資産、消費等の外形的標準により負担を求めることが適当である場合」には、租税によるべきとされている(参考:同上)。
- これらを踏まえ、①受益と負担の程度、②財源の安定性・継続性、③税収規模の確保の視点から考察すると、財源確保の手段としての「地方税」の優位性があり、かつ、観光振興という特定の費用に充てるために課すことを踏まえると「法定外目的税」が適当と考えられる。

【表1 財源確保の方法の比較】

区分	①受益と負担	②安定性・継続性	③財源規模の確保	判定
地方税 (法定外目的税)	受益者を広く設定し、負担を求めることが可能	安定的・継続的な確保が可能	対象者の設定により規模の確保が可能	○
分担金・ 負担金	受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある	安定的・継続的な確保が可能	受益者を個別に特定する必要があり、規模が限定的	×
協力金・ 寄附金	善意や協力によるため、受益と負担の関連付けが困難	納付が任意のため、安定性・継続性は確保が困難	納付が任意のため、一定の税収規模の確保は不透明	×
使用料	受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある	安定的・継続的な確保が可能	施設等利用者、役務提供先からの徴収となるため、規模は限定的	×

【表2 課税自主権（法定外目的税）を活用した事例】

自治体名	概要
東京都 (宿泊税)	<p>【導入】平成14年10月1日</p> <p>【納税義務者】ホテル・旅館(旅館業法)の宿泊者</p> <p>【税率】10,000円以上15,000円未満…100円、15,000円以上…200円</p> <p>【税収】27.1億円(R元年度)、15.8億円(R4年度)</p> <p>【使途・目的】国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため。</p>
大阪府 (宿泊税)	<p>【導入】平成29年1月1日</p> <p>【納税義務者】ホテル・旅館・簡易宿所(旅館業法)、特区民泊(国家戦略特区法)、民泊(住宅宿泊事業法)の宿泊者</p> <p>【税率】7,000円以上15,000円未満…100円 15,000円以上20,000円未満…200円 20,000円以上…300円</p> <p>【税収】12.4億円(R元年度)、10.6億円(R4年度)</p> <p>【使途・目的】世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに、観光振興を図る施策に要する費用に充てるため。</p>
京都市 (宿泊税)	<p>【導入】平成30年10月1日</p> <p>【納税義務者】ホテル・旅館・簡易宿所(旅館業法)、民泊施設(住宅宿泊事業法)の宿泊者</p> <p>【税率】20,000円未満…200円、20,000円以上50,000円未満…500円、 50,000円以上…1,000円</p> <p>【課税免除】修学旅行等、学校行事</p> <p>【税収】42.0億円(R元年度)、30.5億円(R4年度)</p> <p>【使途・目的】国際文化観光都市として魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため。</p>
金沢市 (宿泊税)	<p>【導入】平成31年4月1日</p> <p>【納税義務者】旅館・ホテル、簡易宿所(旅館業法)、民泊施設(住宅宿泊事業法)の宿泊者</p> <p>【税率】5,000円以上20,000円未満…200円、20,000円以上…500円</p> <p>【税収】7.7億円(R元年度)、7.8億円(R4年度)</p> <p>【使途・目的】金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため。</p>
倶知安町 (宿泊税)	<p>【導入】令和元年11月1日</p> <p>【納税義務者】旅館・ホテル、簡易宿所(旅館業法)、民泊施設(住宅宿泊事業法)の宿泊者</p> <p>【税率】宿泊料金の2%</p> <p>【課税免除】修学旅行等、学校行事、職場体験</p> <p>【税収】1.5億円(R元年度)、2.4億円(R4年度)</p> <p>【使途・目的】世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため。</p>
福岡県 (宿泊税)	<p>【導入】令和2年4月1日</p> <p>【納税義務者】旅館・ホテル、簡易宿所(旅館業法)、民泊施設(国家戦略特別区域法、住宅宿泊事業法)の宿泊者</p> <p>【税率】一律200円(福岡市・北九州市内は50円)</p> <p>【税収】13.1億円(R4年度)</p> <p>【使途・目的】観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため。</p>
福岡市 (宿泊税)	<p>【導入】令和2年4月1日</p> <p>【納税義務者】旅館・ホテル、簡易宿所(旅館業法)、民泊施設(住宅宿泊事業法)の宿泊者</p> <p>【税率】20,000円未満…200円、20,000円以上…500円(うち50円は県税)</p> <p>【税収】19.1億円(R4年度)</p> <p>【使途・目的】福岡市観光振興条例に基づく施策に要する費用に充てるため。</p>

自治体名	概要
北九州市 (宿泊税)	<b>【導入】</b> 令和2年4月1日 <b>【納税義務者】</b> 旅館・ホテル、簡易宿所(旅館業法)、民泊施設(国家戦略特別区域法、住宅宿泊事業法)の宿泊者 <b>【税率】</b> 一律 200 円(うち 50 円は県税) <b>【税収】</b> 3.3 億円(R4年度) <b>【使途・目的】</b> 観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため
長崎市 (宿泊税)	<b>【導入】</b> 令和5年4月1日 <b>【納税義務者】</b> 旅館・ホテル、簡易宿所(旅館業法)、民泊施設(住宅宿泊事業法)の宿泊者 <b>【税率】</b> 10,000 円未満…100 円 10,000 円以上 20,000 円未満…200 円 20,000 円以上…500 円 <b>【税収】</b> 4.4 億円(平年度見込み) <b>【課税免除】</b> 修学旅行等、学校行事、スポーツ・文化大会 <b>【使途・目的】</b> 都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため

※上記のほか、北海道ニセコ町が令和6年11月から、愛知県常滑市が令和7年1月から、静岡県熱海市が令和7年4月から、宮城県及び同県仙台市が令和7年11月(施行日未定)からの導入を決定し、北海道、千葉県、長野県、三重県、沖縄県、北海道札幌市・函館市・小樽市・旭川市・釧路市・帯広市・富良野市・北広島市・美瑛町・斜里町・占冠村・赤井川村・留寿都村、青森県弘前市、盛岡市、秋田市、新潟県湯沢町、千葉県浦安市、山梨県富士河口湖町・富士吉田市、長野県白馬村・阿智村、松江市、熊本市、沖縄県宮古島市・石垣市・恩納村・北谷町・本部町(5道県、29市町村)が導入を検討中

【表3 特定の受益者から任意の協力金を得ている事例】

自治体名	概要
山梨県・ 静岡県 (富士山 保全協力金)	<b>【導入】</b> 平成26年7月 <b>【対象者】</b> 五合目から山頂を目指す登山者 <b>【金額】</b> 1,000 円(基本) <b>【収入額】</b> 山梨県:68,348 万円、静岡県:37,078 万円(R4年度) <b>【使途】</b> 美しい富士山を後世に引き継ぐため、富士山の環境保全や登山者の安全対策を図る施策に要する費用
滋賀県 (伊吹山 入山協力金)	<b>【導入】</b> 平成27年5月 <b>【対象者】</b> 伊吹山に入山する者 <b>【金額】</b> 300 円(基本) <b>【収入額】</b> 1,382 万円(H28年度決算) <b>【使途】</b> 伊吹山の美しい自然環境を未来の世代へ引き継ぐための事業に要する費用

【表4 特定の受益者から施設使用料を得ている事例】

自治体名	概要
山梨県 (通行料)	<b>【導入】</b> 令和6年7月 <b>【対象者】</b> 五合目から山頂を目指す登山者 <b>【金額】</b> 2,000 円(基本) <b>【収入額】</b> - <b>【使途】</b> 美しい富士山を後世に引き継ぐため、富士山の環境保全や登山者の安全対策を図る施策、オーバーツーリズム対策に要する費用

#### ウ 対象となる旅行行動の検討と妥当性

- 取組案に掲げる観光振興施策による受益の範囲は、旅行者をはじめ広く及ぶものと考えられるが、各施策ごとに受益者を個別に特定し、受益の程度を明確に量ることは困難であるため、取組の最大の受益者と考えられる旅行者から、地方税として広く負担を求めることが望ましい。

- また、旅行者の行為は、表5のとおり、主に宿泊、観光施設利用、飲食・購買及び移動（自動車・交通機関等利用）から成り立っている。
- 目的税として課税客体を捕捉できるかという点については、公平性の観点から極めて重要であるが、宿泊行為以外は一般客（県民）の日常利用も多く課税客体の把握は困難であること、また宿泊施設は比較的事業者数が限られており、課税対象の捕捉に係る行政（徴税）コストを抑えることができることから、宿泊行為に対して負担を求めることが最も適当であると考えられる。

【表5 対象行為の設定の比較】

区分	宿泊行為	観光施設利用	飲食・購買	移動 (自動車・交通機関等利用)
①課税対象の捕捉性	捕捉が容易	一定の捕捉が可能。 ただし、自然探勝等に関しては捕捉が困難	捕捉が容易	捕捉が困難
②観光行為	住民の日常利用との区別は一定程度可能		住民の日常利用と旅行者の利用の区別が困難	
③行政コスト	他の行動と比較すると、関連する事業者の捕捉が容易であり、行政コストも少ない	観光施設の複数利用の場合、重複課税を防止するための行政コストと施設管理者の負担が大きい	関連する事業者数や台数が多く、捕捉が困難であり、行政コストが大きい	
判定	○	×	×	×

## (2) 財源確保に関する本県の考え方

- 既存の観光振興予算に加えて、新たに実施又は拡充・強化する施策に要する財源を、長期的にわたって安定的かつ継続的に一定規模を確保できる見通しを立てることは困難であり、新たな財源の確保が必要である。
- 新たな財源を確保する場合、その方法としては、安定的かつ継続的に一定規模以上の財源を確保する観点、受益者の範囲や受益の程度の観点を踏まえると、施策の最大の受益者と考えられる旅行者に地方税として広く負担を求めることは有効な手段であると考えられる。
- 具体的には、対象者や行為場所の特定が可能である点や、受益の程度、行政（徴税）コスト、さらに、このたびの観光振興施策の拡充・強化の目的が滞在時間の延長等による観光消費額の増加であることを考慮し、宿泊行為に対して負担を求める宿泊税が、観光振興という特定の目的に充当するための財源確保の手段として最も適当と考えられる。

## 5 税制度の概要について

### (1) 宿泊税の制度設計における基本的な考え方

- 本県が、観光分野における世界間・地域間競争に打ち勝ち、観光を県経済の成長を支える産業の一つとしていくためには、中長期的な視点で観光施策に取り組むための、安定的かつ継続的な一定規模の財源を確保する必要がある。
- 本県の宿泊税は、地域資源の魅力を高める施策や、旅行者の満足度や利便性を高める受入環境整備などに活用するため、行政サービスの主な受益者である旅行者の中で、経済的な負担能力を有すると考えられる宿泊者の宿泊行為に対し、一定の負担を求めるものである。

### (2) 制度概要と考え方

区分	案	考え方
納税義務者	<p>県内に所在する次の宿泊施設への宿泊者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホテル、旅館、簡易宿所（旅館業法）</li> <li>・ 民泊（住宅宿泊事業法）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 課税の公平性を担保するためには、課税客体（宿泊者の宿泊行為）の確実な捕捉が必要であることから、宿泊者名簿の備付や保存義務が課されている旅館業法及び住宅宿泊事業法に規定する宿泊施設への宿泊者を納税義務者とする。</li> <li>○ 観光目的以外の宿泊者も、宿泊施設や飲食店、交通手段のDX推進（キャッシュレス化など）や案内表示の充実、交通アクセスの円滑化などの観光施策によって一定の利益を享受していると考えられるため、宿泊目的にかかわらず全ての宿泊者を納税義務者とする。</li> </ul>
徴収方法	<p>特別徴収</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊事業者等が徴収し県に納付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 宿泊事業者等（特別徴収義務者）が宿泊者から宿泊税を徴収し、県へ納入する方法であり、先行自治体でも同様の方法としている。</li> </ul>
税率	<p>1人1泊につき、一律 200 円</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 宿泊者は宿泊料金にかかわらず一定の行政サービスを享受していること、また、宿泊料金に応じて税額を計算することとなる段階的定額制や定率制を採用した場合、特別徴収義務者の事務が煩雑となるなどの観点から、宿泊料金にかかわらず、一律の税負担を求めることが望ましい。</li> </ul>
課税免除	<p>修学旅行等を対象</p>	<p><b>【課税免除対象】</b>            修学旅行、林間学校、野外活動            （学習指導要領に定められた宿泊を伴う学校行事）</p> <p><b>【考え方】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育課程内の学校行事として、学校・学年単位で行われる公的要素の高いものであり、その履修は宿泊を前提としていることから課税しないことが適当。</li> <li>・ また、複数の市町から修学旅行等への配慮の要望があることも考慮。</li> <li>・ なお、修学旅行等においては、早期に予約が確定し、学校長の証明等による確認が容易であることなど、宿泊者・事業者双方の事務負担やトラブルも少ない。</li> </ul>

区分	案	考え方
免税点	6千円未満 (消費税抜き・ 素泊まり料金)	<p>○ 低料金の宿泊施設の利用に際しては、宿泊料金に対する税の負担感が大きくなることなどを考慮し、免税点(※)を設定することが適当。</p> <p>○ なお、免税点を設定する場合、税負担の公平性の確保の観点や特別徴収義務者の事務負担が大きくなることを考慮し、必要最低限の範囲に留める必要がある。</p> <p>※ 一般的にホテル・旅館と比較し、低料金の設定が多いと考えられる簡易宿所の県全体の平均単価は4,257円(宿泊事業者アンケート結果による)であり、これらを免除する場合の免税点は5千円未満となるが、地区別の平均単価によると、当該額ではおさまらない地区が一部あることなどを踏まえ、6千円未満(素泊まり・税抜き)とする。</p>

【参考：免税点を設定(予定を含む)している他団体の状況】

団体名	免税点 (未満)	宿泊税額 (段階的定額制採用の団体は最低額)
東京都(段階的定額制)	10,000円	100円
大阪府(段階的定額制)	現 行	100円
	見直し案	200円
宮城県及び宮城県仙台市	6,000円	300円 (仙台市は市200円、県100円)
長野県(案)	3,000円	300円
金沢市(段階的定額制)	5,000円	200円
松江市(案)	5,000円	200円

### (3) 特別徴収義務者の負担軽減措置について

宿泊税の徴収事務を行っていただく、宿泊事業者等に対する事務負担の軽減の観点から、次の制度の創設を検討する。

【考え方】

①	報償金制度の創設	<p>【基本交付率】納期限内の納税額×2.5%程度(他の先行団体と同水準)</p> <p>※ 導入当初5年間においては、電子申告かつ納期限内の納税の場合に限り、基本交付率に0.5%を上乗せ(3%)</p>
②	システム改修経費に対する支援制度の創設	<p>宿泊税の導入に伴い必要となる宿泊事業者等の会計システム改修に係る経費について、補助金による支援制度を設ける。</p>
③	申告納入の特例措置の創設	<p>所定の要件を満たす場合には、申請により、3か月分をまとめて申告・納入することができる申告納期限の特例措置を設ける。</p>

## 6 県内市町への支援に対する考え方について

### (1) 市町交付金制度等の創設

次の理由により、新たな財源を活用した県内市町への支援として、交付金制度等を創設し、2(3)のウ、3(4)イの考え方や取組事例の方向性に沿った市町の取組を支援する。

ただし、交付金等の使途は、新たな財源の制度創設の趣旨から、「新たな観光振興施策の実施又は観光振興施策の拡充（既存事業の振り替えは不可）」に限定する。(3(3)参照)

#### 【理由】

- 県全体での広域周遊や観光産業の底上げにつなげていくためには、県が実施する広域的な視点による観光振興施策に加えて、市町が実施する各地域の独自課題への対応や地域の特色を生かした観光資源開発、観光の視点に立った環境整備などのまちづくりの推進等の取組が必要となる。
- また、令和6年5月に実施した市町アンケートにおいて、観光施策の実施に係る課題として、「観光振興財源の不足」が最も多くあった。

#### 【参考：ひろしま観光立県推進基本計画（2023～2027年度）抜粋】

区分	主な役割
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中長期的な計画（観光立県推進基本計画）の策定</li> <li>・ 観光振興施策の実施に必要な新たな財源の確保 など</li> </ul>
観光連盟 (HIT)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観光立県推進基本計画に基づいた戦略策定及び施策の実施</li> <li>・ 県域全体の観光振興、他県や市町、市町DMO等との連携促進</li> <li>・ 観光産業の連携を促す仕組みづくり など</li> </ul>
市町 市町DMO	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各地域の特色を生かした観光資源開発、観光の視点に立った環境整備などまちづくりの推進</li> <li>・ 各地域の魅力発信 など</li> </ul>

### (2) 市町交付金等の制度概要

#### ① 配分の考え方について

各市町の宿泊者数等を考慮しながらも、次の観点に立った、新たな財源を活用した観光施策の推進に意欲のある市町に優先的な配分を検討する。

- ・ 広域的な視点から計画的かつ一体的に進めていくべきテーマや課題に対する取組
- ・ 地域課題の解決に向けた先進的モデルとなりうる取組 など

#### ② 配分額の算定要素

上記①の考え方を踏まえながら、次の要素等に基づき市町への配分額を検討する。

区分	内容・考え方
市町提案分	○ 県と連携した広域的な視点からの取組や地域課題の解決に向けた先進的な取組等、観光施策の推進に意欲のある市町に対し重点的に支援
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 課税された宿泊者数全体に占める割合で配分</li> <li>○ 23市町、同額で配分</li> </ul>

### (3) 制度の具体化に向けて

市町交付金等の全体規模感や、市町への配分方法については、広島県観光立県推進会議の意見や市町の意向等を踏まえ、新たな財源導入の初年度に向けた予算編成等の過程において、引き続き検討を行う。

## 7 制度設計及び使途に関する留意点について

実際の宿泊税の運用に当たっては、次の点に留意する必要がある。

### (1) 基金の設置について

特定の費用のために導入することから、区分した予算管理が必要であることや年度間における必要な施策の事業規模や税収の変動に対応するため、基金を創設する。

### (2) 準備期間の十分な確保

徴収開始時期については、制度の周知や宿泊事業者等（特別徴収義務者）の会計システムの改修、旅行会社の商品造成期間などを考慮し、十分な準備期間を確保する。

### (3) 積極的な周知の実施

納税者や県民に対して、税の趣旨や制度について理解が得られるよう、積極的な周知を行う。

### (4) 使途の見える化

納税者や県民、宿泊事業者の理解と納得が得られる制度になるよう、毎年度の徴収額、具体的な使途やその効果等を明確にし、毎年議会に使途の報告を行う等により、広く公開する。

### (5) 宿泊事業者の使途検討への参画

宿泊事業者に制度導入の効果が実感されることが重要であることから、使途の検討に当たり、宿泊事業者が参画できる仕組みを設ける。

### (6) 定期的な見直しの実施について

法定外目的税は、新たな行政需要に対応する必要があることから徴収するものであり、施策の実施状況や今後の行政需要などを総合的に判断し、条例施行後5年ごとに見直しに向けた検討を行い、必要に応じて所要の措置を講ずる。

ただし、上記にかかわらず、特に著しい社会経済情勢の変化等特別の理由がある場合には、宿泊税に係る制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

なお、これらは条例に明記する。



## 参考資料

### 【参考資料 1】 2023 年実績 ブロック別観光消費額

地区名	観光消費額	(参考) 一人当たり
安芸地区①	3,258 億円	14,171 円
安芸地区②	322 億円	3,601 円
芸北地区	57 億円	1,141 円
備後地区	972 億円	5,072 円
備北地区	117 億円	2,744 円
広島県計	4,726 億円	7,829 円

(出典：広島県観光客数の動向)

※安芸地区①…広島市、大竹市、廿日市市、府中町

安芸地区②…呉市、竹原市、東広島市、江田島市、海田町、熊野町、坂町、大崎上島町

芸北地区…安芸高田市、安芸太田町、北広島町

備後地区…三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅町、神石高原町

備北地区…三次市、庄原市

## 【参考資料2】 2023年旅行・観光消費動向調査（観光庁）

（単位：円）

### 消費単価

1	沖縄県	81,620
2	北海道	41,950
3	青森県	38,420
4	大阪府	37,150
5	和歌山県	36,720
6	長野県	36,000
7	石川県	35,540
8	千葉県	35,130
9	長崎県	35,070
10	愛媛県	34,880
11	鹿児島県	33,070
12	鳥取県	32,940
13	広島県	32,800
14	島根県	32,460
15	静岡県	31,870
16	大分県	31,680
17	福岡県	31,420
18	山口県	30,490
19	高知県	30,430
20	兵庫県	30,150
21	宮崎県	30,050
22	宮城県	29,670
23	福島県	28,920
24	京都府	28,910
25	香川県	28,710
26	徳島県	28,480
27	岩手県	27,870
28	栃木県	27,740
29	東京都	27,400
30	愛知県	27,340
31	群馬県	26,960
32	新潟県	26,580
33	山梨県	26,520
34	三重県	25,590
35	岡山県	24,830
36	熊本県	24,140
37	山形県	23,920
38	滋賀県	23,700
39	岐阜県	23,090
40	福井県	22,320
41	佐賀県	22,120
42	秋田県	21,680
43	神奈川県	21,500
44	富山県	20,150
45	奈良県	18,810
46	埼玉県	17,920
47	茨城県	17,650

### 宿泊費

1	沖縄県	18,700
2	和歌山県	15,180
3	大分県	11,680
4	長崎県	11,420
5	栃木県	10,870
6	青森県	10,560
7	鳥取県	10,550
8	長野県	10,190
9	静岡県	10,080
10	北海道	9,560
11	石川県	9,560
12	福島県	9,210
13	山口県	9,190
14	徳島県	9,100
15	群馬県	8,970
16	兵庫県	8,950
17	宮城県	8,920
18	香川県	8,610
19	島根県	8,600
20	熊本県	8,440
21	千葉県	8,310
22	愛媛県	8,130
23	岩手県	8,120
24	高知県	8,120
25	山梨県	7,810
26	広島県	7,730
27	愛知県	7,510
28	山形県	7,360
29	大阪府	7,320
30	新潟県	7,110
31	滋賀県	7,000
32	福岡県	6,820
33	鹿児島県	6,780
34	三重県	6,460
35	福井県	6,440
36	佐賀県	5,910
37	京都府	5,820
38	岐阜県	5,550
39	神奈川県	5,200
40	秋田県	5,140
41	東京都	5,020
42	宮崎県	4,810
43	奈良県	4,470
44	岡山県	4,390
45	富山県	4,210
46	埼玉県	3,340
47	茨城県	2,990

### 飲食費

1	沖縄県	12,590
2	北海道	7,440
3	大阪府	6,850
4	福岡県	6,490
5	兵庫県	6,070
6	石川県	6,040
7	山口県	5,680
8	千葉県	5,510
9	広島県	5,470
10	京都府	5,460
11	東京都	5,450
12	島根県	5,360
13	長野県	5,280
14	静岡県	5,270
15	高知県	5,270
16	宮城県	5,220
17	青森県	4,950
18	鹿児島県	4,900
19	三重県	4,880
20	愛知県	4,680
21	愛媛県	4,530
22	岩手県	4,520
23	香川県	4,440
24	和歌山県	4,430
25	岐阜県	4,370
26	神奈川県	4,300
27	福島県	4,300
28	栃木県	4,170
29	鳥取県	4,070
30	長崎県	4,050
31	新潟県	4,040
32	大分県	3,890
33	山形県	3,890
34	岡山県	3,880
35	山梨県	3,730
36	滋賀県	3,650
37	群馬県	3,520
38	奈良県	3,410
39	秋田県	3,380
40	富山県	3,380
41	徳島県	3,350
42	福井県	3,270
43	宮崎県	3,240
44	埼玉県	3,180
45	佐賀県	3,110
46	熊本県	3,040
47	茨城県	2,720

### 【参考資料3】 人手不足に関する宿泊事業者向けアンケート結果（2024年6月広島県実施）

（総評）

- 回答のあった事業所のうち、約6割の事業所が、「かなり不足している」、「やや不足している」と回答している。

そのうち、約9割が稼働率を抑えざるを得ないなど、影響が起きている。

- 不足している業務としては、接客、清掃、調理の順となっている。

（単位：事業者数）

	合 計							うち従業員10人未満						
	事業所数		接客	調理	清掃	事務・営業	その他	事業所数		接客	調理	清掃	事務・営業	その他
かなり不足している	12	9.3%	9	9	6	3	2	3	8.1%	2	1	2	1	
やや不足している	65	50.4%	35	23	31	7	1	14	37.8%	3	2	10	2	1
小計	77	59.7%	44	32	37	10	3	17	45.9%	5	3	12	3	1
特に不足感はない	43	33.3%		2	3			17	45.9%					
やや過剰気味である	3	2.3%	1					0	0.0%					
かなり過剰である	1	0.8%						0	0.0%					
その他	5	3.9%	2		1	1		3	8.1%					
	129		47	34	41	11	3	37		5	3	12	3	1

県内市町アンケート調査結果

1 調査概要

- ①調査対象 県内 23 市町
- ②調査期間 令和 6 年 5 月 29 日～
- ③意見照会の内容
  - ・市町の観光振興施策の現状・課題
  - ・宿泊税の使途について
  - ・市町配分の考え方や今後取り組みたい施策
  - ・宿泊税導入における課題、意見及び要望
- ④回収実績 全市町から回収

2 調査結果の概要（主な意見）

項 目	主な意見
① 市町の観光施策の現状・課題	<b>ア 市町が観光施策を実施していくにあたっての課題（選択制・複数回答可）</b> 観光振興財源の不足（18 団体）、観光資源の不足（14 団体）、市町の人材不足（14 団体）、マーケティングを活用した戦略立案不足（14 団体）
	<b>イ 市町が考える宿泊・観光業の課題（選択制・複数回答可）</b> 観光事業者の人手不足（19 団体）、外国人向け言語対応の遅れ（15 団体）、観光施設の老朽化（14 団体）
② 宿泊税の使途について	<b>ア 宿泊税を活用して県に取り組んでほしい施策や事業（選択制・複数回答可）</b> <b>&lt;ブランド価値向上につながる魅力づくり&gt;</b> 世界的知名度を有する街道の複数年整備（6 団体）、ナイトマーケットなど常設・大規模イベント支援（6 団体）、外国人向け観光列車導入（5 団体） <b>&lt;誰もが快適かつ安心して楽しめる受入環境整備&gt;</b> 二次交通整備など中山間地域等へのアクセス向上（17 団体）、外国人・県外客へ分かりやすい交通・案内表示整備（16 団体）、景観維持の支援（15 団体） <b>&lt;広島ファンの増加&gt;</b> 他地域との差別化を図るための「多様な平和」をテーマにした効果的プロモーション（9 団体）、ツーリストシップの浸透（5 団体）
	<b>&lt;3つの柱を支える土台づくり&gt;</b> 宿泊施設の高付加価値化への支援（14 団体）、宿泊事業者等の人材確保・育成に向けた支援（12 団体）、観光関連事業者の生産性向上に資するDXの導入支援（10 団体）
	<b>イ アの取組以外で県に期待する役割（自由記載）</b> ・インパクトのある事業を展開し、県域全体への波及効果を狙ってほしい ・周辺地域への観光客の分散化、特定観光地への観光客への一極集中の是正 ・自然的観光資源における観光客の安全対策に対する県の財政支援
③ 市町配分の考え方や今後市町として取り組みたい施策	<b>ア 交付金方式と補助金方式のどちらを希望するか（選択制）</b> <input type="checkbox"/> 交付金方式（特定の目的をもって金銭を交付）（15 団体） <input type="checkbox"/> 補助金方式（特定の事業等に対する補助のために金銭を交付）（4 団体） <input type="checkbox"/> 上記以外の方法（2 団体） ・一定額を交付金方式とし、残りは補助金方式を採用する ・県がメニューを作るのではなく、市町の判断で自由に活用できるようにしてほしい <input type="checkbox"/> 分からない（2 団体） ・配分の規模、補助金方式の場合の補助対象経費など、不明な点が多いため現時点では判断できない ・宿泊事業者の負担や影響次第。ハイブリッド方式にしてはどうか

項目	主な意見
	<p>イ 宿泊税を活用して市町として取り組みたい施策や事業（選択制・複数回答可）          &lt;ブランド価値向上につながる魅力づくり&gt;          地域の魅力を活かした新たなコンテンツ造成・販売、高付加価値化(17 団体)、          街歩き・滞在観光ツアーの造成等（9 団体）、オーベルジュの開設（1 団体）</p> <p>&lt;誰もが快適かつ安心して楽しめる受入環境整備&gt;          二次交通の充実（15 団体）、（インバウンドの推進に向けた）多言語化表記の推進          (10 団体)、観光ガイド等のインバウンドに対応できる人材の育成（9 団体）</p>
<p>③ 市町配分の考 え方や今後市町 として組み たい施策</p>	<p>&lt;広島ファンの増加&gt;          国・地域ごとの旅行ニーズ等に応じたプロモーション（12 団体）</p> <p>&lt;3つの柱を支える土台づくり&gt;          観光関連事業者の生産性向上に資するDX支援（機械化・デジタル化による省力          化支援）（10 団体）、          老朽化した宿泊施設やインフラの回収等による高付加価値化（10 団体）、          市町DMOの人材充実（9 団体）</p> <hr/> <p>ウ 配分方法に関する意見・要望（自由回答）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町が独自の特長を活かした取組ができるよう、相応の配分をお願いしたい</li> <li>・(広域周遊を図るため)観光客・宿泊者が多い市町から、少ない市町へ配分して欲しい</li> <li>・市内で徴収した税収相当額が、市内の宿泊事業者に還元される観光施策に充当 されるなど、市内宿泊事業者の理解を得られる制度にすることが必要</li> <li>・市町の事業に全て新規性を求めるのは困難なので、一定のガイドラインの範囲 内で交付金などを使えるようにしてほしい</li> </ul>
<p>④ 宿泊税全般 (制度素案・使 途)について</p>	<p>ア 市町の立場で県が宿泊税を導入することについて（選択制・複数回答可）          市町に配分された宿泊税の活用自由度があること（18 団体）、          宿泊事業者の事務負担の軽減等による理解を確保すること（18 団体）、          県の使途の明確化（15 団体）</p> <hr/> <p>イ 宿泊税全般に関する意見や要望（自由記載）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光振興に関する財源が確保される点については、観光により地域づくりを進 めるにあたり、期待している</li> <li>・観光客のおもてなしには財源があるので宿泊税を進めてほしい</li> <li>・宿泊施設にコストや、宿泊客に手間をかけるため、小規模宿泊施設の閉鎖や宿 泊客の減少に繋がる可能性があり、施策による効果よりもマイナスの影響が大 きい宿泊税を財源とすることについては、免税点を設けない形では反対</li> <li>・現在の諸物価が上昇している状況下での宿泊料の実質的な値上げは、修学旅行 の誘致活動に影響を及ぼすことから、修学旅行生を課税の対象としないよう配 慮する必要がある</li> <li>・小規模宿泊事業者の事務負担を最大限軽減するよう、シンプルな制度にしてほ しい</li> <li>・税の使途や事務負担の程度など、事業者の判断材料の提供に務めてほしい</li> <li>・宿泊者のうちビジネス客が中心であることから、徴税の手段と使途については 十分な議論がなされるようお願いしたい</li> </ul>

【参考資料 5】

宿泊事業者アンケート結果について

1 調査概要

調査期間：令和6年6月17日～8月1日

対象者：県内のホテル・旅館、民泊等の宿泊施設

区分	全体事業所数 (※1)	アンケート 送付数①	回答件数②	回答率 (②/①-③)
ホテル・旅館	729	1,255	167	28.0%
簡易宿泊所	627		115	
民泊	297	297	56	
その他(※2)			60	
合計	1,653	1,552	398	
送付先のうち、休業 や未達施設等 ③	—	—	129	

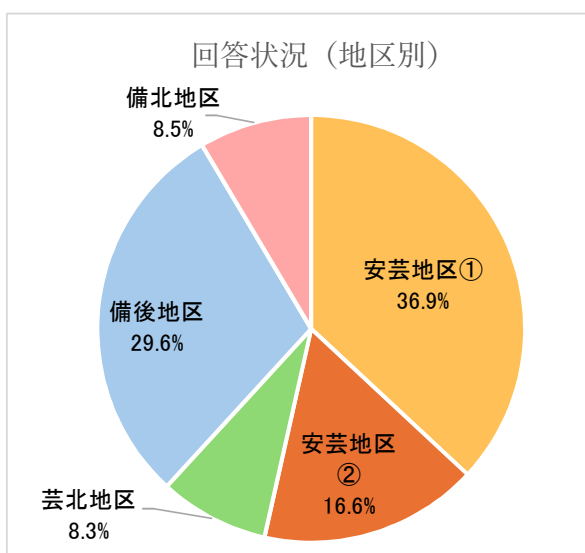
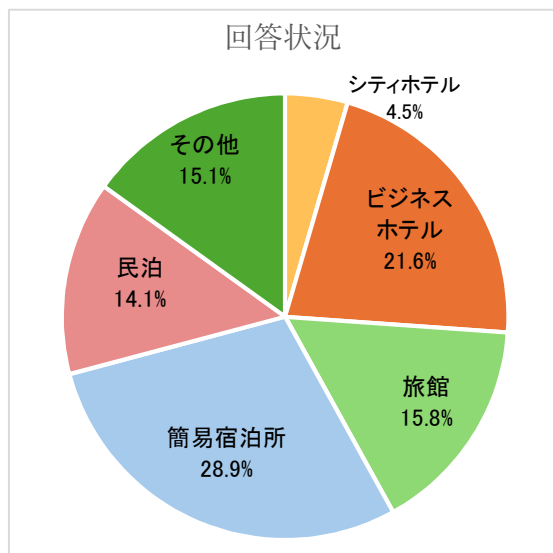
※1 ホテル・旅館・簡易宿泊所については、「令和4年度衛生行政報告例の概況」から転記

※2 「その他」は、区分欄の未記載や「その他」の選択肢を記入した施設を計上

2 施設の種別

<回答の概要>

- ◆宿泊施設の種別は、ホテル 104 施設(26.1%)、旅館 63 施設(15.8%)、簡易宿泊所 115 施設(28.9%)、民泊 56 施設(14.1%)、その他 60 施設(15.1%)となった。
- ◆地区別では、安芸地区①が 147 施設(36.9%)、備後地区 118 施設(29.6%)、安芸地区②66 施設(16.6%)、備北地区 34 施設(8.5%)、芸北地区 33 施設(8.3%)となった。



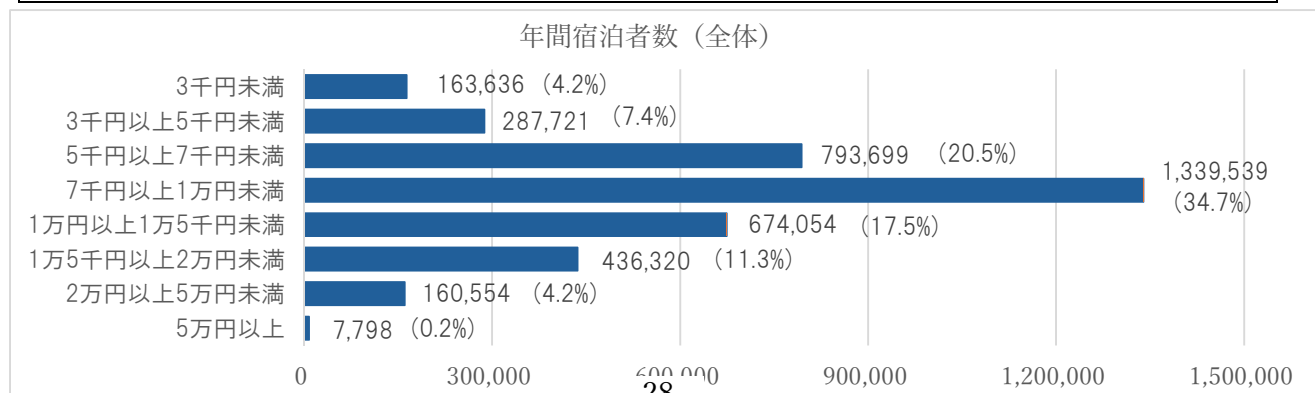
※「安芸地区①」・・・広島市、大竹市、廿日市市、府中町

「安芸地区②」・・・呉市、竹原市、東広島市、江田島市、海田町、熊野町、坂町、大崎上島町

3-1 料金区分 (全体)

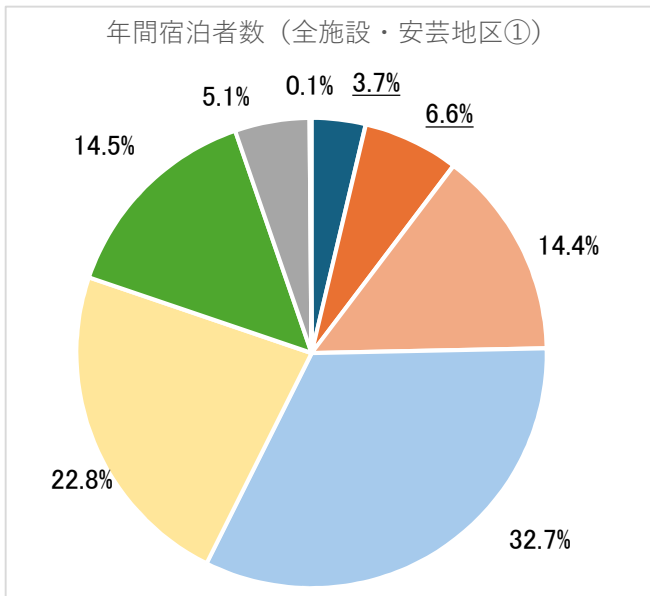
<回答の概要>

- ◆宿泊料金区分ごとの延べ宿泊者数は、7千円以上1万円未満の客数が最も多く、県内宿泊者の約66.8%が1万円未満の宿泊料金で宿泊していた。 ※1年間延べ宿泊者数(3,863,321人)

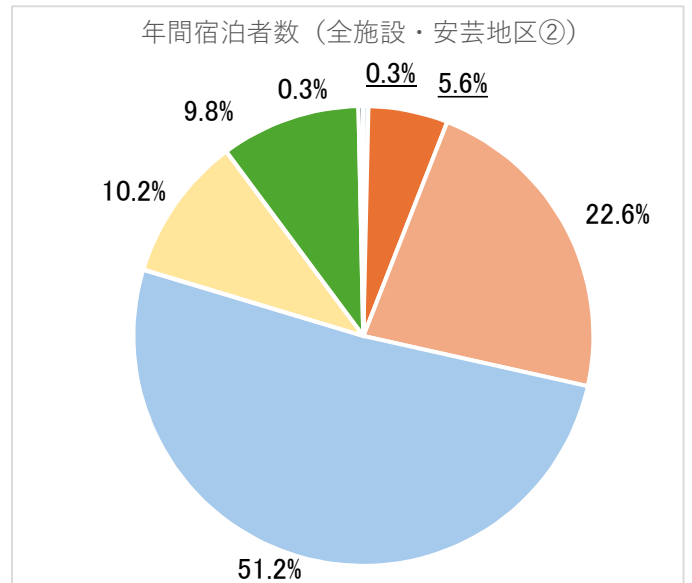


### 3-2 料金区分（全体・地域別）

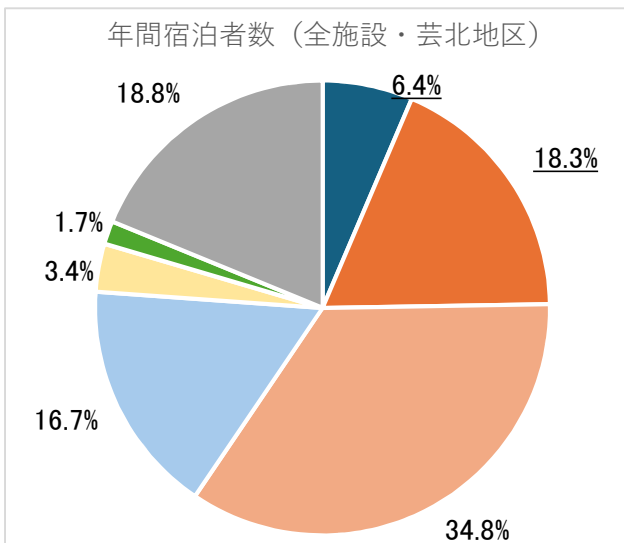
#### ◆安芸地区①



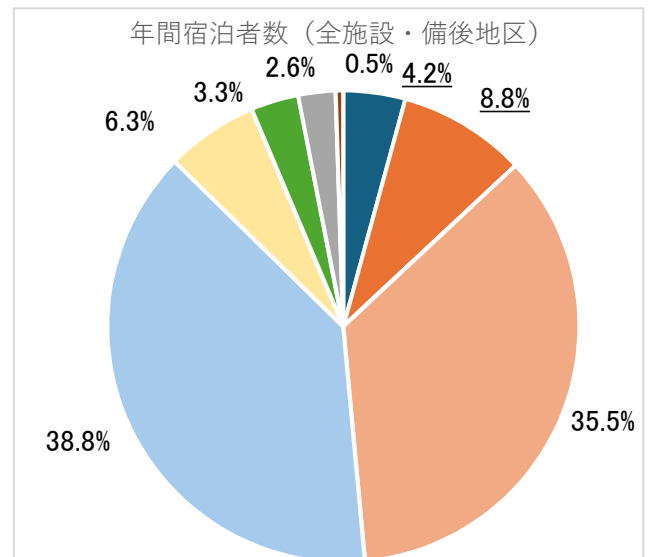
#### ◆安芸地区②



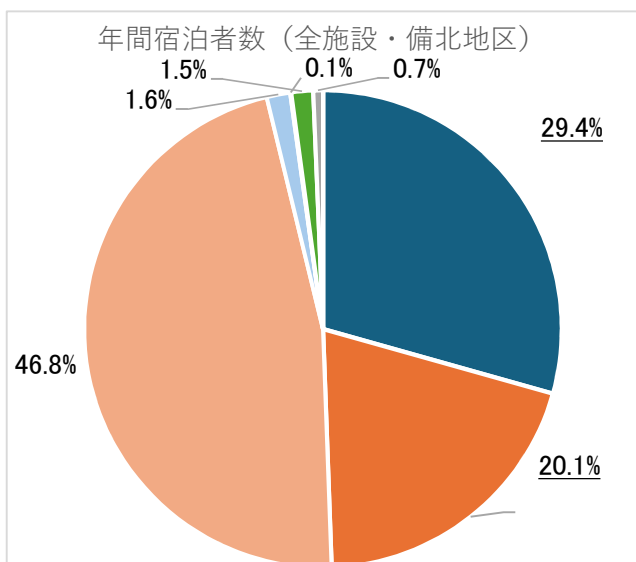
#### ◆芸北地区



#### ◆備後地区



#### ◆備北地区



#### 【凡例】料金価格帯

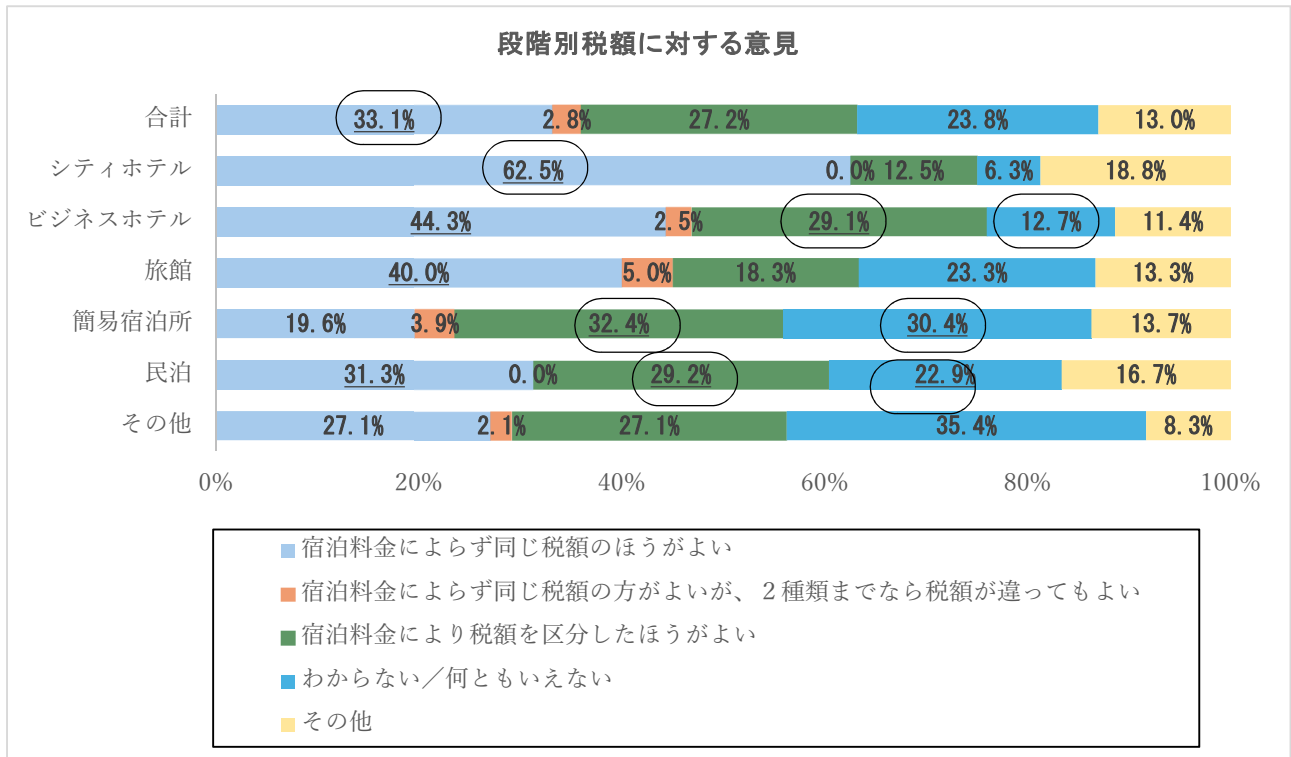
- 3千円未満
- 3千円以上5千円未満
- 5千円以上7千円未満
- 7千円以上1万円未満
- 1万円以上1万5千円未満
- 1万5千円以上2万円未満
- 2万円以上5万円未満
- 5万円以上

※円グラフの下線は料金価格が5千円未満の価格帯

#### 4 宿泊税の税額設定に関する意見（同じ税額がよいか、料金ごとの税額区分がよいか等）

##### <回答の概要>

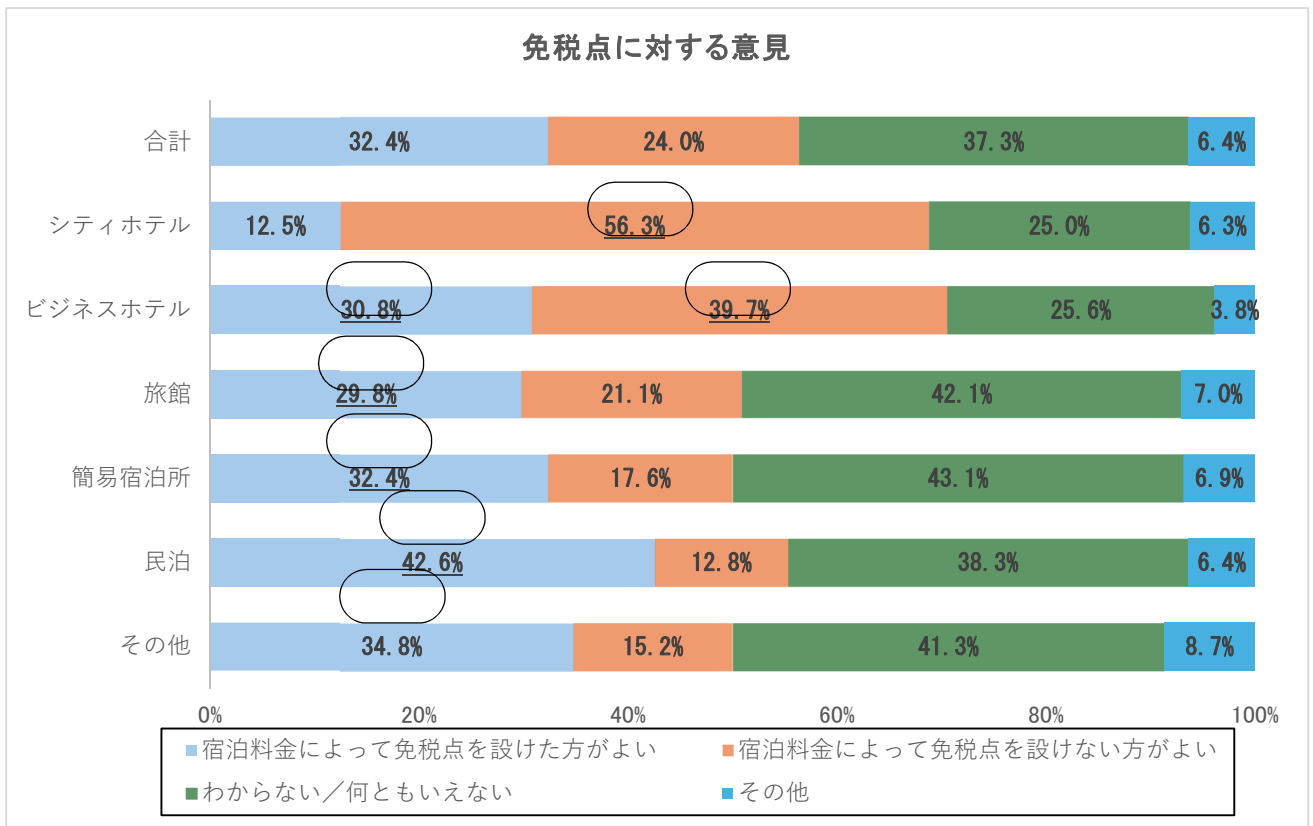
◆全体的に「同じ税額」が比較的多数を占め、シティホテルでも「同じ税額」が多いが、ビジネスホテル、簡易宿泊所、民泊施設は「料金別の税額設定」や「分からない」が多い傾向にある。



#### 5 免税点の設置に関する意見

##### <回答の概要>

◆ホテルは「免税点を設けないほうがよい」が比較的多数を占めるが、ビジネスホテル、旅館、簡易宿泊所、民泊施設は「免税点を設けたほうがよい」や「分からない」が多い傾向にある。

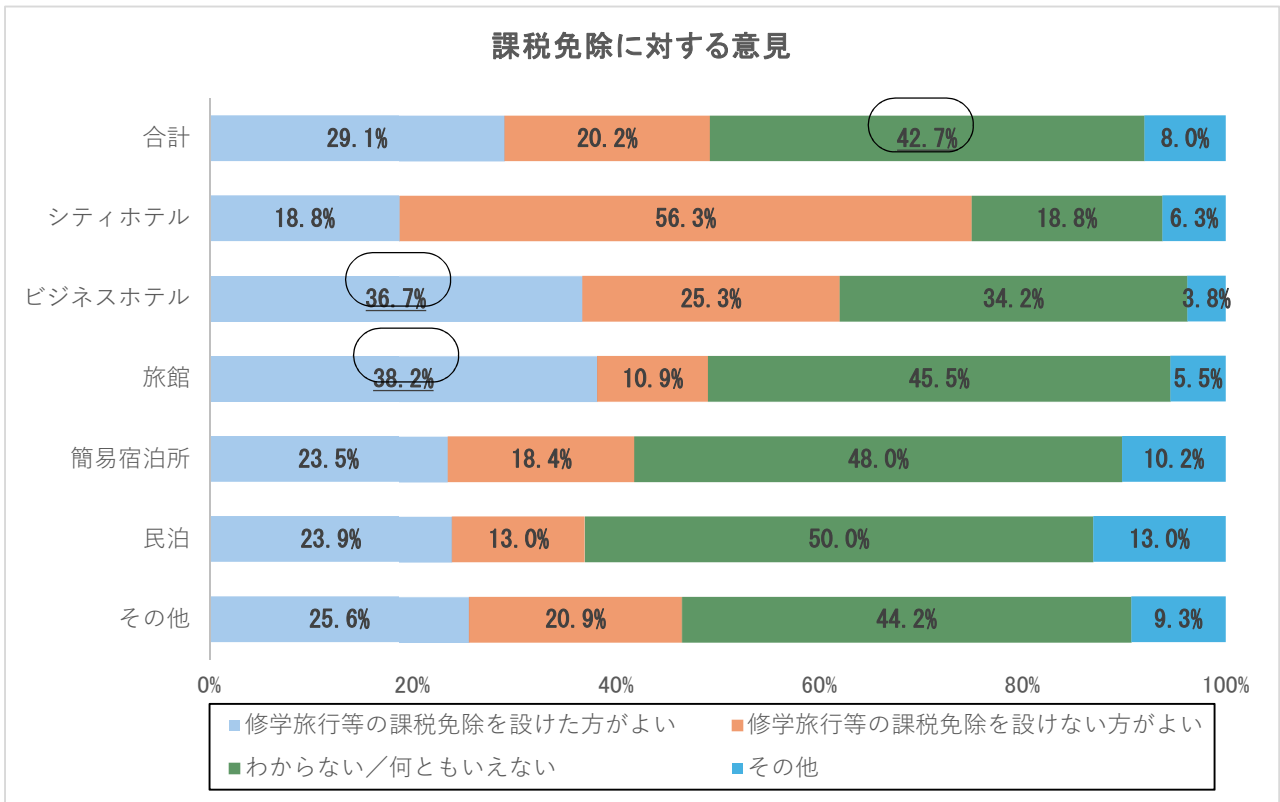




## 6 修学旅行等の課税免除に関する意見

### <回答の概要>

◆全般的に「分からない」とする回答が多いが、ビジネスホテルや旅館は「課税免除を設けたほうがよい」が比較的多い傾向がある。



## 7 レジシステムの改修の必要性について

### <回答の概要>

◆税制度の詳細が未定であることやすぐに必要な改修経費の見積もりの入手ができない等のことから、全体的に現時点では「わからない」とする意見が多い。

